

平成22年度 第1回 府中市国民健康保険運営協議会（平成22年7月21日開催）

会議録（要点筆記）

会 長：平成22年度第1回府中市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

日程第1 平成21年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

会 長：日程第1の「平成21年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題とします。事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が資料1について説明を行った

会 長：説明が終わりました。ご質問をお受けします。

委 員：21年度の繰越金が増えている理由は何ですか。また、新聞報道では他市において前期高齢者交付金を過大算定して、多額の返還金が生じているとのことですが、府中市がそのような状況にならなかった理由は何ですか。

保険年金課長補佐：繰越金が増えた理由ですが、平成20年度決算において約8億円剰余がありましたので、財政当局と協議し、危惧されていた新型インフルエンザの流行に伴う歳出増への予備費として、約5億円増額補正したためです。

続いて交付金についてですが、この交付金はもともと後期高齢者医療制度の創設に伴ってできたものになります。この背景に鑑み、国や都が提示する算定では過大交付になる見込みでしたので現実的な金額に算定しなおしたものです。

委 員：今年度の繰越金は前年度に比べるとだいぶ減りますが、この金額の増減に係る調整は想定範囲なのでしょうか。

保険年金課長：国保特別会計は国保税や国庫負担金等をその主な財源としますが、構造上不足する分については、一般会計から繰り入れを行います。通常は精算等で必要な財源を残して繰戻しています。しかし、昨年度におきましてはその精算の時期に新型インフルエンザが報道等で話題となり、秋口に流行するとのことでしたので、医療費の財源として対応できるように、20年度の繰越金のうち5億円を予備費という形で繰り越しました。

委 員：まず加入率についてですが、昨年度の経済状況から考えると、国保加入

者が増えるのではないかと思いましたが、大きな変化はないようです。府中市の状況について教えて下さい。次に国保税の収納について、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の3区分の収納率に差があるのはどうしてでしょうか。また、収納率アップや滞納されている方への収納対策の状況を教えて下さい。さらに、保険給付の資料に1回の高額療養費が高いもののデータが載っていますが、市民の疾病状況が分かれば教えて下さい。また、葬祭費についても亡くなられた方のうち葬祭費を申し込んだ方の割合が分かれば教えて下さい。

保険年金課長補佐：加入状況についてですが、府中市においては大幅な増減はありません。統計によりますと、社保離脱という理由で国保加入される方と、反対に喪失される方が毎月1,000人ほど、年間で12,000人ほどが入れ替わっています。社会情勢を反映して社保から国保に変わられる方が増えたかと申しますと、府中市に関しては統計を見る限りでは、そのような傾向は見られません。

次に疾病状況ですが、手元に資料がございませんので後ほど参考資料としてお渡しします。また、葬祭費ですが、市民の周知に関しては家族の方が手続きに見えた際に国保加入者であればご案内をさせていただいております。社保に加入されている方ですと、制度の周知がなされていないかもしれません。パンフレット等でも葬祭費の支給はご案内しております。ただ、亡くなられた方のうち、何割くらいが申請をされているかは統計がないため分かりかねます。

納税課長：国保税収納の関係でお答えいたします。収納率アップの方法ですが、なかなか納税されない方には催告書等、文書で納税を促しております。それでも納めていただけない場合は、最終的には差押えになります。

去年は差押えが141件、7,000万円近い金額を差押えました。差押えにつきましては、収納率向上にかなり効果がありますので、引き続き行いまして、今年度においては更に別の方法も考えて収納率アップを計りたいと考えております。

保険年金課長：国保税3区分の収納率の格差についてですが、医療分・後期高齢者支援金分については国保加入者全員に課されております。介護分については介護保険第2号保険者ということで40歳から64歳の国保加入者に納めていただくものになります。介護分に該当されている層の収納率が全階層

から比べると落ちているという傾向があった結果、差異が生じております。医療分と支援金分に0.1%ほど違いがありますが、これは収納時に課税額に応じて按分しているためであり、端数処理の関係で差が出ております。

委員：現年課税については一緒に請求しているのに差が出るのはなぜですか。また、これは要望になりますが、疾病傾向について、国の統計を見ても3人に1人が癌になるといわれておりますので、さまざまな予防対策、あるいは市民への周知をしっかりとっていただきたいと思っております。

保険年金課長：平成20年度から後期高齢者支援金分は従来の医療分から独立する形で創設されました。そのため滞納分は平成19年度以前は後期高齢者支援金分がないため、収納率が医療分と後期高齢者支援金分で差が出ています。現年度課税分は算定基礎としては3区分に分かれていますが、課税額に応じて按分してそれぞれ収納しております。その端数処理のため、差異が生じています。

委員：20年度から後期高齢者支援金分の滞納額が発生します。医療分の滞納額に対する収納率の18.1%と後期高齢者支援金分の20.2%の2%の差はどうしてあるのでしょうか。

保険年金課長：後期高齢者支援金分の滞納については創設されて間もないので徴収しやすいのですが、すでに長年滞納されている方というのは生活状況が大変厳しい方が多く、古い年の滞納分ほど収納率は悪くなります。そのため、後期高齢者支援金分の滞納額に対する収納率と医療分とで差異が生じております。

委員：市の見解として収納率20%は高いとお考えですか。

納税課長：現年課税分は納めていただきやすいのですが、滞納分については、やはり滞納してしまうのにそれなりの理由がありまして、滞納額が増えてくると、分納でも差押えでも非常に徴収しづらくなり、20%という数字になっております。我々としては100%が目標ですから、20%は決して安心している数字ではありません。この数字に関してはできる限りアップするようにして参ります。

委員：後期高齢者支援金分の滞納額は今年度初めて出てきた数字ですね。それで20%しか収納できないというのはこの先が懸念されます。

納税課長：現年度課税分を滞納されてしまうとかなり徴収しづらくなります。決してこのままでいいとは考えておりませんので、充分努力してまいります。

委員：さまざまな資料を見ますと、保険年金課内で徴収も行っている市もあるわけですが、府中市は市税の収納を一括して納税課で行っています。収納の優先順位は金額の大きい市民税になるのではないのでしょうか。保険税を上げるに当たっては収納にも力を入れていただきたいと思います。

納税課長：市民税と国保税を共に滞納されている場合、国保税を優先して収納を行っております。

委員：後期高齢者医療制度では保険料を年金から天引きしていますが、それ以前の収納状況と年金天引き後の状況とその効果が分かるデータはありますか。

保険年金課長：現年度に限っての収納率の説明をさせていただくと、平成18年度が89.26%、平成19年度が89.19%、平成20年度が86.92%、平成21年度が87.06%となります。平成20年度の医療制度改革に伴い、後期高齢者医療制度に移行された方が約2万人います。その影響で各団体とも平成19年度に比べると、収納率が2%ほど下がっている状況です。また、国保と後期高齢者医療制度合わせての収納率ですが、平成20年度が89.91%、平成21年度が90.08%と漸増という状況でございます。

次に、国保の年金特徴の場合ですが、若年層が国保加入者にいないことなど、市民税の場合と違い年金天引きの条件が厳しいため、年金特徴の対象世帯は平成21年度の当初課税時で3,131世帯となっております。公的年金からの天引きの場合、収納率は100%ですので収納率向上には効果的ですが、対象世帯が1割にも満たない状況ですので結果として全体の収納率の上昇とはなっておりません。

会長：ほかにご質問がないようですので、本件は了承といたします。

日程第2 平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実績について

会長：日程第2の「平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実績について」を議題とします。事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が資料2について説明を行った

会長：説明が終わりました。ご質問をお受けします。

委員：特定保健指導の単価について、この価格は適正かどうか見解をお聞きしたいと思います。

保険年金課長：特定検診・特定保健指導は平成20年度から始まった事業でございます。

事業実施に備え、審議会を設け選定した業者でございます。今年はちょうど中間年で見直しの年となりますので、保健指導の成果等を勘案した上で、検討させていただきたいと考えております。

委員：保健指導対象者の受診率は他と比べて府中市はどのようなのでしょうか。受診率が低いとペナルティーがあるとお伺いしましたが。

保険年金課長：保健指導の受診状況については他市と比べても遜色ございません。府中市は成人健診等の歴史もあり、また、関係団体のご協力により、特定健康診査の受診率は他市と比べると高い状況にあります。特定健康診査の受診者が多いので、保健指導の対象者も多い状況にあり、人口比率にすると高くなっております。2点目のご質問ですが、これは後期高齢者交付金の関係になります。特定健診及び特定保健指導はメタボリック関係の疾病を減らすという趣旨で実施しています。法律の中では将来的にはこういった指導の効果によって交付金の算定を行う予定です。ただし、現在のところ、最終的にどのようなようになるのかは未定となっておりますので、決定次第、改めてご説明したいと考えております。

会長：ほかにご質問がないようですので、本件は了承といたします。

日程第3 地方税法等の改正について

会長：日程第3の「地方税法等の改正について」を議題とします。事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が資料3について説明を行った

会長：説明が終わりました。ご質問をお受けします。

特にご質問がないようですので、国保運営協議会における本件の今後の取り組みの日程について事務局の方で何かありましたら説明をお願いします。

保険年金課長：本市の現行の保険税率につきましては平成18年度から適用しており、以降、平成20年度に課税区分が従来の2区分から後期高齢者支援金分を含めた3区分となり、限度額に一部変更がございました。合計で現行の保険税における均等割が36,000円、所得割が6.5%となっております。この税額は平成18年度から変更がないため、すでに5年経過しております。平成20年度に医療制度改革があり、前期高齢者財政調整制度・後期高齢者支援金等の新しい制度ができたことによって、国保財政そのものが大幅に変化しております。また今回、限度額の引き上げ、低所得者対策のための均等割の軽減率も大幅に変わる旨の法改正がございました。これを踏まえ、今年度の国保運営協議会でご検討いただき

たいと考えております。事務局といたしましては9月下旬以降、10月中旬にかけて、本運営協議会を数回開催させていただきたいと考えております。

会 長：補足の説明をいただきました。改めてご質問をお受けしたいと思えます。

委 員：他市の状況はどうなっているのでしょうか。

保 険 年 金 課 長：府中市を除く多摩地域25市のうち、10市が定期的に保険料の見直しを行っており、保険料の見直しに合わせて今年度府中市が見送りました限度額の引き上げ・低所得者対策のための均等割の軽減率の変更の2項目について、今年度の保険料から適用しております。限度額の見直しのみ行ったのが4市、限度額の引き上げ・低所得者対策のための均等割の軽減率の変更をともに行ったのが2市、合計で16市がすでに今年度の課税から適用しております。先日行われました26市の課長会では、各市とも今年度検討したうえで来年度、又は翌々年度から適用したいという市がほとんどでした。

会 長：ただいま補足説明いただいたように、本運営協議会に改めて市長から諮問を受けて、皆さんに9月下旬以降ご検討いただく時間を取っていきたいと思えますので、日程を配慮したいと考えております。9月下旬から数回にわたって本運営協議会を開催させていただくということをご理解賜りたいと存じますのでよろしくお願い致します。

ほかにご質問がないようですので、本件は了承といたします。

事務局から他に何かありますか。

事 務 局：特にございませぬ。

会 長：以上、本日の日程は終了いたしました。

これを持ちまして、平成22年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。